

2026年10月1日（お知らせ）



令和8年台風第25号及び前線による大雨に伴う災害により被災された お客さまに対する電気料金等の特別措置について

令和8年台風第25号及び前線による大雨に伴う災害により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

このたびの大雨に伴う被害により、災害救助法が適用された地域において、被災されたお客さまからお申し出があった場合には、JAでんきとして下記の特別措置を適用いたします。

記

1. 対象地域

災害救助法が適用された地域：（9月21日時点、JAでんきご利用のお客さまの対象地域）

【千葉県】

千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、九十九里町、横芝光町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

※今後、JAでんきご利用のお客さまの対象地域において上記以外の市町村に災害救助法が適用された場合には、当該市町村も対象といたします。

災害救助法適用市町村の最新情報は[災害救助法の適用状況：防災情報のページ - 内閣府](#)よりご確認ください。

2. 特別措置の内容

（1）電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2026年8月分（支払期日が2026年9月20日以降のものに限りま
す）、9月分、10月分および11月分電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

（2）不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り申し受けません。

（3）使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2027年3月末日までは申し受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

3. その他

（1）上記特別措置の適用に当たって、管轄する一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社に対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」等をご提出いただくことがあります。

（2）特別措置の適用をご希望されるお客さまは、JAでんきをお申込みいただいた代理事業者を通じてお申し出下さい。